



平成 29 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 亀田製菓株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 COO 佐藤 勇
(コード番号 2220 東証第1部)
問 合 せ 先 執行役員経営企画本部長 古澤 紳一
(TEL 025-382-2111)

再発防止策に関するお知らせ

当社の連結子会社である THAI KAMEDA CO., LTD. (以下、TKD 社) において棚卸資産の在庫金額が過大に計上されていることが判明したため、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される独立調査委員会を設置し、実態の全容把握とその根本的な原因の究明に努めてまいりました。

本日付「独立調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、同委員会による調査結果を踏まえ、調査報告書に記載された再発防止策の提言を真摯に受け止め、再発防止に向けた具体的施策を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

今後は下記の再発防止策を実行することにより、全社一丸となって信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止に向けた改善措置

(1) TKD 社における内部統制構築のための対応

①経営者としての意識と執行能力を持った人材の採用・登用

TKD 社の内部統制を構築するにあたり、経営課題を適切に認識し対応する能力が不可欠であることから、これらの能力を持った人材を採用・登用してまいります。

具体的には、海外の現地法人を運営する際に経営者が有すべき資質の基準を明確にし、TKD 社の現状を踏まえた採用・登用をいたします。また、その人材に対して当社の現場感覚・経営感覚を併せ持てるように、当社において一定期間、基礎的な会計知識や海外子会社特有の問題点に関する研修を実施したうえで、現地に派遣いたします。加えて、当社からも適切なサポートを付与いたします。

②経理業務に対する具体的なチェック体制の構築

TKD 社の経理を管轄する最終的な責任は現地の社長にあるものの、TKD 社全体を統括する職責から経理面において目が届く範囲にも限界があるため、会計知識を有する適任者を TKD 社へ派遣いたします。加えて、TKD 社の会計システムとの連携を図るなど当社経理部が TKD 社の経理処理を一定の頻度でチェックを行う体制を構築いたします。

③棚卸資産の管理に関する業務フローの確立・徹底

TKD 社の現場において棚卸資産の管理に関して遵守すべき業務フローを確立し、現場がそれを実際に遵守するよう TKD 社のマネジメントにおいて監督し、棚卸資産を適正化する取り組みを進めてまいります。

また、TKD 社及び当社の業務フローを検証したうえで、生産管理システム、会計システムなどシステム面の見直しを含め棚卸資産の適正な管理を進めてまいります。

④実在庫と会計帳簿の差異の定期的な把握

実地棚卸を適切に実施することにより実在庫の数量を把握し、会計帳簿に紐づく在庫リストの数量と一致するかを定期的に照合いたします。

TKD 社においては、当社の棚卸実施要領等を参考にしつつ、適切なルールに従った運用を実施してまいります。

新たなルールの策定及び運用の開始に当たっては、当社も人的な協力を含めたサポートを付与いたします。

(2) 海外事業部の意識及び能力の向上と組織の強化

海外子会社における不正会計処理を防止するためには、当社の主管部門である海外事業部が十分に機能し、その責任を全うする必要があります。海外事業部は、子会社における不正行為は当社の責任となるものとの自覚を十分に持って、それを確実に実行する体制を構築するとともに、海外事業部の海外子会社に対するモニタリング体制を強化してまいります。

また、本件不正会計が長年にわたったことの一つの要因として、海外事業部員において子会社管理に必要な会計知識が不十分であったことも指摘されるため、海外事業部員を対象に基礎的な会計知識や海外子会社特有の留意点を習得するために、定期的に社内外での研修を実施いたします。

(3) 監査部の海外子会社に対する監査機能の強化

監査部が本件不正会計処理においてチェック機能を果たすことができなかつた根本的な原因は、監査部員が本来有すべき懐疑心、海外往査の経験及び会計知識を十分に有していなかったことであります。

監査部員を対象に、棚卸資産や売掛金に関する不適切な会計処理の実例を伝える研修を比較的高い頻度で実施し、懐疑心を抱くべき典型的なポイントについて認識を持つように教育してまいります。

また、併せて、基礎的な会計知識や海外往査におけるポイントに関する研修なども実施し、海外往査をとおして監査部員の海外子会社に対する監査能力を高めてまいります。

(4) 海外事業部、経理部、監査部等の連携強化

TKD 社の過剰な棚卸資産に関し、当社の各関連部署が TKD 社にその確認作業をすべて委ねてしまったという本件不正会計処理の対応への反省を生かし、海外子会社自身では対応が進まない課題については、当社の関連部署が連携して課題解決にあたります。

そのために、各部門の問題意識を共有し、爾後の対応について協議するための場を意識的に設定し、その機会を活用して海外子会社の状況や問題点について情報共有や協議をしていく体制を構築いたします。

また、問題点が取り上げられた場合には、そのような機会を単なる情報共有で終わらせることなく、具体的な是正のプランニング、実行及びそのモニタリングを関連部署が連携して取組み、課題解決まで責任を持って実行する運用を進めてまいります。

(5) 全役職員のコンプライアンス意識の徹底

これまで、当社及びにグループ会社においては、年に数回のコンプライアンス教育の実施(講師を招いた研修会、eラーニング等)、コンプライアンスガイドブックの配布など、その重要性について指導してまいりました。しかしながら、本件不正会計が行われた部署においてはコンプライアンス教育が十分でなく、意識が希薄であったと言えます。今後は全役職員のコンプライアンス意識の浸透・定着に向け教育内容等の見直しを行うとともに、定期的に意識調査を実施しその後の定着・徹底に努めてまいります。

2. 関係者の処分等

(1) TKD 社

本件不適切会計処理に関する管理監督責任を明確にするために TKD 社役員については、以下のとおりにすることといたしました。また、従業員につきましては、社内規程に基づき厳正な処分を行います。

代表取締役社長

平成 29 年 12 月 14 日 取締役辞任

(2) 当社取締役等

この度の事態を厳正かつ真摯に受け止め、当社取締役の経営責任を明確にするため、以下のとおりとすることといたしました。また、当社従業員につきましては、社内規程に基づき厳正な処分を行います。

代表取締役会長 CEO

報酬月額 30%減額 (3 ヶ月)

代表取締役社長 COO

報酬月額 30%減額 (3 ヶ月)

以 上